

○ 輸入食品監視業務

(1) 全国の検疫所における輸入食品の監視指導体制の概要

我が国の食料自給率（供給熱量ベースの総合食料自給率）は4割で、供給熱量ベースの約6割を国外に依存しており、国民の健康を守るうえで輸入食品の安全性を確保することは重要な課題である。

そのため、全国32箇所の検疫所に食品監視窓口を設け、輸入される食品等の食品衛生法への適合性を確認している。

また、那覇検疫所を含め全国13箇所の検疫所には輸入食品相談指導室が設置されており、事前相談等により輸入者への自主的な衛生管理の推進や法違反の未然防止が図られている。

(2) 輸入食品監視業務

販売や営業で使用する食品等（食品、添加物、器具、容器包装、乳幼児対象のおもちゃ）を輸入しようとする者は、輸入の都度、届出が義務づけられている。

食品監視課では、これらの届出を受理し、食品衛生法に基づき適法な食品であるか審査や検査を実施し、食品衛生法に違反していることが判明した食品等については廃棄や積戻しなどの措置をとるよう指導を行っている。

検査が必要な食品等は、検査命令や自主検査の指導、貨物確認検査を実施し、その他の食品等についても計画的なモニタリング検査を行うことにより、効率的に輸入食品の安全性を確保している。



冷凍倉庫での現場検査



冷凍イカのサンプリング

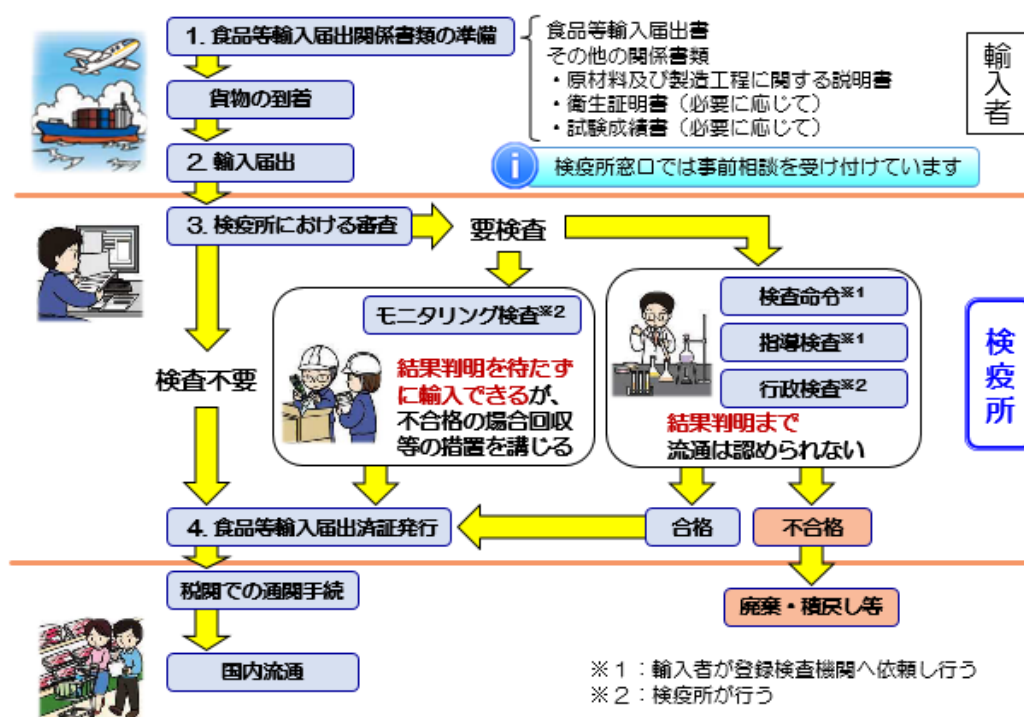


中国産にんじん



中国産ビール醸造用タンク

食品等の輸入手続の流れ



（３）輸入食品相談業務

輸入者は、食品衛生法において、自らの責任において輸入食品等の安全性を確保するため、知識及び技術の習得、原材料の安全性の確保、自主検査の実施等の必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。

このため、輸入食品相談指導室では、事前相談等により輸入者や関係事業者に対して食品等の輸入手続きや検査制度、食品添加物や残留農薬等の規制に関する情報提供を行い、自主的な衛生管理の推進や法違反の未然防止を図っている。



輸入相談の様子



輸入者等説明会の様子